

2 平成16年度予算(案)における措置費の主な改善事項

15年度予算額	6,760億円	→	16年度予算(案)額	5,063億円(増減額 ▲1,698億円)
				(うち自然増 76.4億円) 改善増△減 54.5億円 一般財源化 ▲1,828.4億円)

改善事項	改善額	内 容
	億円	
1. 救護施設における居宅生活訓練事業の創設	0.4	保護施設入所者に対し、居宅生活に近い環境で生活訓練を行い、社会的自立を図る。(5ヶ所)
2. 養護委託費の改善	0.01	
3. 地域小規模児童養護施設の拡充	4.8	40ヶ所→100ヶ所
4. 児童養護施設小規模グループケアの推進	15.0	施設における小規模グループによるケアを行うための職員を配置。(全施設)
5. 児童養護施設等への家庭支援相談員(ファミリーワーカー)の配置	18.7	入所児童の早期家庭復帰等のための総合的な家族調整を担う職員を配置(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の全施設)
6. 児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充	9.6	従来児童養護施設への職員の配置の拡充の他、対象施設を拡大(母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の全施設)
7. 乳児院への入所児童の自立支援のための経費の算入	1.2	自立支援計画策定等を行う職員を配置(全施設)
8. 被虐待児受入加算の創設	11.7	被虐待児に、きめ細やかな支援を行うための職員の確保等の経費に充てる加算を創設
9. 母子生活支援施設特別生活指導費加算の対象拡大	1.3	施設規模に係る要件をはずし、対象施設を拡大(18ヶ所→151ヶ所)
10. 婦人相談所一時保護所への主に同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置	0.3	一定数以上の同伴乳幼児を保護する一時保護所に指導員を配置(26ヶ所)
11. 里親(職親)手当の改善	0.2	月額@ 30,000円→@ 31,000円
12. 就職支度費の改善	0.04	就職支度費@ 63,000円→@ 65,000円
13. 分娩介助料	0.1	@ 108,320円→@ 113,400円
※ 14. 一般生活費等の改善	▲ 1.7	生活保護に準じ改定
※ 15. 統一単価の改善	▲ 5.0	非常勤職員等の単価改善等
16. その他の改善	▲ 2.0	
合 計	54.5	

(注1) ※は各施設共通改善分である。

(注2) 端数処理の関係から積み上げは合わない。

3 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（局長通知）新旧比較表

新	旧
<p>(案) 平成〇〇年〇月〇〇日 社 援 第 〇 〇 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、かねてより「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知（平成5年3月19日社援施第39号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の経営基盤及び再生機能の強化を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成15年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規程に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</u></p>	<p>平成5年3月19日 社 援 施 第 3 9 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p>厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>改正 平成10年 7月28日社援第 1908号 同 11年 3月30日社援第 830号 同 12年 3月31日社援第 866号 同 15年 3月31日社援発第0331016号</p> <p>今日、我が国の国民生活及び地域社会活動はもとより社会経済活動全般において、社会福祉施設の果たす役割や存在は益々大きなものとなっており、人口の高齢化の進展、福祉ニーズの多様化等を勘案したとき、今後ともこの傾向は続くと思込まれる。</p> <p>こうした状況の下、国民の要望に適切に答えていくためには、施設入所者・利用者に係るサービスの量及び質の確保を図ることはもちろんであるが、同時に施設の運営・経営の近代化、効率化、安定化を進めていくことが強く求められている。</p> <p>社会福祉施設の運営・経営に大きく関わる運営費（措置費）の取扱いについては、かねてより「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長連名通知（昭和62年9月24日社施第111号）により行われてきたところであるが、今般、先に述べた施設の運営・経営の近代化、効率化、安定化を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力的運用を図ることとし、今年度（平成4年度分）運営費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各施設に対し、早急に周知させその徹底を図るようお願いする。</p>

新	旧
<p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について</p> <p>本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。</p> <p>ただし、(4)についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>(2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知)など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。</p> <p>特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>(3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</p> <p>(4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のア又は、イが実施されていること。</p>	<p>なお、本通知に定める運営費の弾力運用は、適正な施設運営が確保されていることを大前提として認められるものである。しかしながら、都道府県・指定都市の一部において指導監査が不十分なことから、施設の運営が不適切な場合であっても運営費の弾力運用を認めている等の容認できない事態も見受けられる。</p> <p>については、公共性の高い社会福祉事業全体に対する国民の信頼と期待を損なうことのないよう、指導監査を徹底し、そこで指摘した問題点については、期限を限って解消させる等、重点的かつ継続的な指導を行うとともに、適正な施設運営の確保を図るため、本通知6で定める各事項についてこの際指導を強化されたい。</p> <p>おって、昭和62年9月24日社施第111号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>ア 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>イ 「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について」(平成13年5月15日社援発第880号)又は「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」(平成14年4月22日雇児発第0422001号)において示している評価基準により、福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p> <p>2 対象施設について(別表2) 本通知の対象となる施設は、福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設等授産関係施設(身体障害者福祉工場を含む。)については、直接授産事業活動にかかる経費(授産事業活動に要する設備の償却を含む。)を除いた部分について本通知を適用するものとする。</p> <p>3 運営費の支出対象経費及び相互流用について</p> <p>(1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであること。</p> <p>(2) (1)に関わらず、人件費、管理費及び事業費については、1の(1)から(3)までの要件を満たす場合にあっては、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。</p>	<p>1 運営費(人件費、管理費、事業費)の支出対象経費及び相互流用について</p> <p>(1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出できるものであるが、次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、管理費又は事業費へ流用して差し支えない。</p> <p>ア 各施設において、それぞれ最低基準(別表1)が遵守されていること。</p> <p>イ 補助金(負担金)に係る措置費国庫負担交付基準(別表2)及びそれに関する本職通知等に示す職員の配置等の指導事項が遵守されていること。</p> <p>ウ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。</p>

新	旧
<p>4 運営費等の本部経理区分への繰入れについて 施設整備等に係る社会福祉法人（以下「法人」という。）の負担金及び法人本部の経費については、次に掲げる限度額の範囲内において、それぞれに定める法人本部が負担すべき経費に充当することができるものである。 ただし、例えば土地取得費、減価償却費、下記アの施設以外の整備等にかかる経費については、充当する対象経費として認められないこと。 なお、次のいずれについても当該充当額は、当該年度の支出に充当するため施設経理区分から本部経理区分へ繰り入れて支出すること。 ア 措置費収入については、<u>民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する措置費支弁対象施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。）及びデイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）（以下「施設の整備等に係る経費」という。）に充当すること。</u> イ <u>施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に充当すること。</u></p> <p>5 運営費の積立金及び前期末支払資金残高について (1) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生</p>	<p>(2) 管理費については、物件費、旅費等の施設運営に必要な経費に支出するものとして積算されているが、人件費又は事業費へ流用しても差し支えない。 (3) <u>事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出するものであり、原則として人件費又は管理費への流用は認めない。</u> <u>ただし、給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されている等入所者処遇が適切である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 運営費等の本部会計への繰入れについて 施設整備等に係る社会福祉法人等（以下「法人」という。）の負担金及び法人本部の経費は、当該法人本部において負担することが原則であるが、法人の資金調達の困難性を踏まえ、次に掲げる限度額の範囲内においてそれぞれに定める法人本部が負担すべき経費に充当して差し支えない。 ただし、例えば土地取得費、減価償却費、左記アの施設以外の整備等にかかる経費については、充当する対象経費としては認められない。 なお、次のいずれについても当該充当額は、当該年度の支出に充当するため施設会計から本部会計へ繰り入れて支出すること。 ア 措置費収入については、<u>民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する措置費支弁対象施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。）及びデイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）（以下「施設の整備等に係る経費」という。）に充当すること。</u> イ <u>施設会計において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、当該年度の施設会計の収入決算額の事務費（人件費及び管理費）相当額から生じるであろう「運用収入」を限度として、「施設の整備等に係る経費」及び法人本部の運営に要する経費に充当すること。</u></p> <p>3 運営費の引当金について (1) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が</p>

新	旧
<p>が見込まれる経費として、<u>使用計画を作成の上、以下の科目に繰り入れて、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。</u></p> <p>ア 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金。</p> <p>イ 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金。</p> <p>ウ 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金。</p> <p>(2) 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上止むを得ない場合については、使用を認めて差し支えない。</p> <p>(3) <u>前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等に充てることができるものである。</u></p> <p>6 運営費の管理・運用について</p> <p>(1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確保でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p>	<p>見込まれる経費に対処する財源として、次の科目に繰り入れて次年度以降の経費に引き当てて差し支えない。</p> <p>ア 人件費引当金 人件費の類に属する経費に係る引当金であり、繰入限度額は、<u>累積で当該年度の人件費支出（又は支出見込）額（別表3の「支出」欄の(1)「人件費の類」の額）の6か月分とする。</u></p> <p>イ 修繕引当金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用の引当金であり、繰入れの限度額は、<u>累積で2500万円とする。</u></p> <p>ウ 備品等購入引当金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための引当金であり、繰入れの限度額は、<u>累積で2500万円とする。</u></p> <p>(2) 運営費に係る当該年度の人件費引当金繰入、修繕引当金繰入、備品等購入引当金繰入及び当期繰越金の合計額が当該施設会計の収入決算額の5%相当額を上回る場合は、その発生原因について社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）第9条に基づく現況報告書（以下「現況報告書」という。）提出時に収支計算分析表（別表3）を添付させる等により十分審査確認すること。 なお、その結果、職員待遇、入所者処遇等に施設運営上不適切な事由が認められる場合には、改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。</p> <p>(3) 各引当金をそれぞれの目的以外に使用する場合又は繰越金を取り崩して使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上<u>適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えない。</u> なお、繰越金にあっては、自然災害その他止むを得ない事由によりその取り崩しを必要とする場合及び取り崩す額の合計額が当該年度の施設会計の収入予算額の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。</p> <p>4 運営費の管理・運用について</p> <p>(1) 運営費の管理・運用については、<u>それが公費を主たる財源としていることから、特に適正を期する必要がある</u>ので、銀行、郵便局等への預貯金等安全確保でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p>

新	旧
<p>(2) 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであり、この場合、必ず本部経理区分を経由すること。</p> <p>なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付けは一切認められないこと。</p> <p>7 法人の事業経営に係る指導監督について <u>法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指導を行うこと。</u> <u>また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行うこと。</u></p> <p>(1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われないこと。 特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、各会計年度ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。</p> <p>(2) 経理の審査は施設経理区分にとどまることなく、本部経理区分等関連する他の会計についても審査を行われないこと。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまることなく、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不適当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。</p> <p>(3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ア 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営</p>	<p>(2) 運営費の当該法人内の各施設会計、本部会計又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであり、この場合、必ず本部会計を経由すること。</p> <p>なお、当該法人内の各施設会計、本部会計又は収益事業等の特別会計以外への貸付けは一切認められない。</p> <p>5 対象施設について（別表4） 本通知の対象となる施設は、福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設等授産関係施設（身体障害者福祉工場を含む。）については、直接授産作業に係る経費（授産作業に要する設備の償却を含む。）を除いた部分について本通知を適用するものとする。</p> <p>6 指導監督の強化について <u>施設の指導監督については、平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号本職通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」及び各年度に示される指導監査方針によるほか、次により強化徹底を期されたい。</u></p> <p>(1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査確認を行うこと。 特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底すること。</p> <p>(2) 経理の審査は施設会計にとどまることなく、本部会計等関連する他の会計についても審査すること。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまることなく、入所者処遇の実態についても十分留意し、不適当と認められる点については、その改善について指導すること。</p> <p>(3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置すること。 ア 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営</p>

新	旧
<p>態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。</p> <p>イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。 ただし、遡及適用は行わないこと。</p> <p>ウ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。</p> <p>(4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。</p> <p>(別表1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成12年10月25日社援第2395号) 2 障害福祉施設等に係る指導監査について (平成15年3月28日障発第0328016号) 3 老人福祉施設に係る指導監査について (平成12年5月12日老発第481号) 4 児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号) 	<p>態度がみられる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。</p> <p>イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。 ただし、遡及適用は行わないこと。</p> <p>ウ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。</p> <p>(4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討すること。</p> <p>7 社会福祉法人会計基準を適用する場合の読み替えについて 社会福祉法人会計基準を適用する場合には、「管理費」を「事務費」に、「本部会計」を「本部経理区分」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「引当金」を「積立金」に、「人件費引当金」を「人件費積立金」に、「繰入限度額」を「積立限度額」に、「修繕引当金」を「修繕積立金」に、「備品等購入引当金」を「備品等購入積立金」に、「当期繰越金」を「当期資金収支差額合計」に、「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「会計単位」を「経理区分」に、「別表3」を「別表3-1」に読み替える。</p>

新	旧
	<p>(別表1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」(昭和41年7月1日・厚生省令第18号) 2 「養護老人ホームの設備及び運営に関する最低基準」(昭和41年7月1日・厚生省令第19号) 3 「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日・社老第17号) 4 「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」(平成12年3月30日・厚生省令第54号) 5 「盲人ホームの運営について」(昭和37年2月27日・社発第109号) 6 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日・社更第128号) 7 「婦人相談所設置要綱」(昭和38年3月19日・厚生省社発第35号) 8 「婦人保護施設設置要綱」(昭和38年8月19日・厚生省社発第36号) 9 「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日・厚生省令第63号) <p>(別表2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護費負担金 2 身体障害者福祉費補助金 3 身体障害者保護費負担金 4 軽費老人ホーム事務費補助金 5 養護老人ホーム等保護費負担金 6 婦人保護施設運営費補助金 7 一時保護所保護費負担金(婦人相談所) 8 児童保護措置費負担金

新

旧

(別添3)

平成 年度収支計算分析表

法人名	
施設名	

収 入		支 出		差引過△ 不足額 (A-B)
科 目	金額 (A)	科 目	金額 (B)	
	千円		千円	千円
1 事務費収入(措置費)		1 事務費支出		
(1) 人件費の類		(1) 人件費の類		
アイウエ 人寒冷地加費算 ボイラー一技師分 工イラ人件加算 (以下略)		アイウエ 職員諸俸手給 職賃法定福利金費 工イラ人件加算 (以下略)		
(2) 管理費の類		(2) 管理費の類		
アイ 管改費管理費加算分 民以下略)		アイ 厚旅生経費費費費費費費費費費 ウ印物産品品品品品品品品品品 エオカクケケコサシスセソ 光燃会修業役借各種本 固定資製料構構託損繕 刷熱務委務損繕 エオカクケケコサシスセソ 部会計繰入金支出		
2 事業費収入(措置費)		2 事業費支出		
3 その他の収入		3 引当金繰入		
(1) 都道府県補助金収入 (2) 市町村補助金収入 (3) 利用者負担金収入 (4) 寄附金収入 (5) 本部会計繰入金収入 (6) 本特別会計繰入金収入 (7) 雑収入 (8) 人件費引当金戻入 (9) 修繕費引当金戻入 (10) 備品等購入引当金戻入		(1) 人件費引当金繰入 (2) 修繕費引当金繰入 (3) 備品等購入引当金繰入		
4 当期繰越金(欠損金)		4 当期繰越金		
5 合 計		5 合 計		

(注) 収入科目欄の「(以下略)」について、措置費支弁単価のうち、人件費加算及び管理費加算を、適宜追加して記載すること。

新	旧
<p>(別表2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）による保護施設 2 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）による身体障害者更生援護施設（視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場に限る。） 3 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）による老人福祉施設 4 売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）による婦人保護施設（婦人相談所における要保護女子を保護する一時保護施設を含む。） 5 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）による児童福祉施設（保育所を除く。） 6 社会福祉法（昭和26年3月29日 法律第45号）による授産施設及び盲人ホーム 	<p>(別表4)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法（昭和25年5月4日 法律第144号）による保護施設 2 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日 法律第283号）による身体障害者更生援護施設（視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場に限る。） 3 老人福祉法（昭和38年7月11日 法律第133号）による老人福祉施設（軽費老人ホームを含む。） 4 売春防止法（昭和31年5月24日 法律第118号）による婦人保護施設（婦人相談所における要保護女子を保護する一時保護施設を含む。） 5 児童福祉法（昭和22年12月12日 法律第164号）による児童福祉施設（保育所を除く。） 6 社会福祉法（昭和26年3月29日 法律第45号）による授産施設及び盲人ホーム